

令和6年度版

庄内町高齢者福祉サービス

介護予防事業・介護保険サービス



庄内町

目 次

介護保険制度の目的	1
庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系図	2
在宅医療・介護連携情報 町内の医療関係機関一覧	3
【一般介護予防事業・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】	
住民主体の通いの場 立ち上げ支援・継続支援	4
いきいき健康セミナー	4
介護予防教室	4
通所型介護予防事業（元気アップ教室）	5
地域リハビリテーション活動支援事業	5
健康しょうないマイレージ事業	5
高齢者訪問事業	5
【認知症関係事業】	
ほっとひと息カフェ（認知症カフェ）	6
認知症サポーター養成講座	6
徘徊高齢者事前登録事業	7
【生活支援関係】	
在宅高齢者軽度生活援助事業	8
訪問理美容サービス事業	8
高齢者等安心通報事業	8
自立支援短期入所事業	9
救急医療情報キット配付事業	9
高齢者世帯等雪下ろし支援事業	9
高齢者世帯等除雪支援事業	9
電動三輪車等購入費補助事業	10
電動ハイブリット自転車購入費補助事業	10
高齢者補聴器購入費補助事業	10
シニアワクワクチケット応援事業	10
【措置事業】	
養護老人ホーム入所措置事業	11
【家族介護支援関係事業】	
家族介護慰労金支給事業	11
家族介護者交流会事業	11
介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスを利用するには	12
介護保険証と負担割合証を確認しましょう	13
【庄内町介護予防・日常生活支援総合事業】	14
訪問型サービスB 「住民ボランティアによる生活援助」を紹介！	17
通所型サービスB 広域的な「通いの場」を紹介！	18
【介護サービス】	
在宅サービス	19
介護保険市町村特別給付事業	24
施設入所サービス	25
地域密着型サービス	27
その他の施設	27
高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算療養費制度	28
所得の少ない方の負担を軽減する制度	30
あなたの介護保険料は？	33
介護保険料を滞納すると・・・？	34
みんなで防ごう 高齢者虐待	35
成年後見制度の活用を検討してみませんか？	36
庄内町地域包括支援センター	37
生活支援コーディネーター	38

※ 令和5年度版で掲載していた【その他のサービス】については、別冊を作成予定です。

介護保険制度の目的は、介護保険法で「高齢者が、自ら要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を目指して各種サービスを利用すること」と、定められています。 ☆下記参照

庄内町では、庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定し、介護保険法の理念に基づいて事業を展開します。 ☆計画の体系図は次頁参照



介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う**ため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の**保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、**医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の**保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。**

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

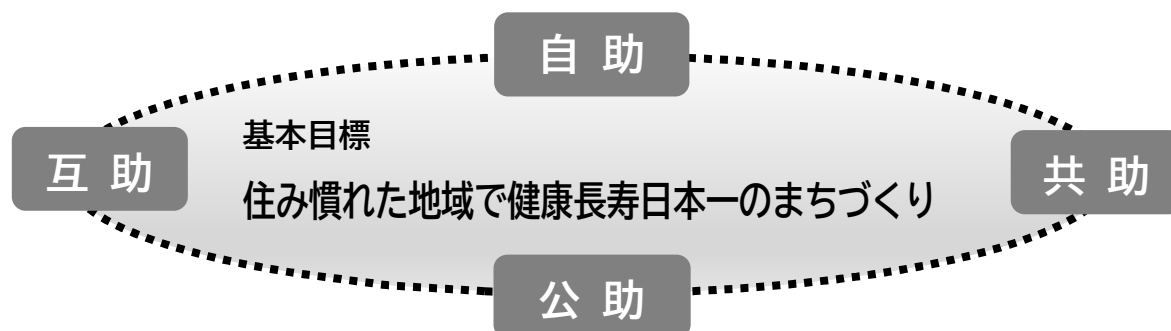
2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。ー以下省略ー

庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系



基本方針	元気なときから誰もが生きがいをもって活躍できる地域をつくろう 健康づくり・介護予防に自ら取り組み、自分らしい生活の維持・向上に努めよう 適切なサービス利用により、自立支援・重度化防止に努めよう みんなが安心して暮らせる地域をつくろう
具体的な取組	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 2 生きがい施策の推進 3 一般介護予防施策の推進 4 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止 5 認知症総合支援施策の推進 6 高齢者の安全安心な暮らしの支援
↑ 役割を理解し、共に取り組みましょう ↓	
住民・地域 ・高齢者が生きがいをもって生活できるよう、豊かな経験と知識・技能を活かしボランティアなど地域の担い手として活躍しましょう。 ・自助互助を基本とし、各種サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。 ・健康づくり・介護予防事業を積極的に活用し、地域の交流の場に参加しましょう。 ・介護サービスは適正に利用し、自立支援・重度化防止に努めましょう。 ・認知症を理解し、共に認知症の人を支え合う地域を目指しましょう。 ・介護保険料は忘れずに納めましょう。	
関係機関・関係職種 ・介護保険法の理念に基づき、適切なサービス提供による自立支援・重度化防止に努めましょう。 ・介護保険、公的サービス以外の生活支援資源を把握し、適切に紹介しましょう。 ・専門職は専門的技術、知識を活かし適正な医療、介護サービス等を提供しましょう。 ・地域のあるべき姿や課題を意識し、切れ目のない在宅医療と介護が提供できるよう努めましょう。	町（行政） ・介護保険法の理念の普及・啓発による規範的統合を図り、適切なサービス利用による自立支援・重度化防止支援に努めます。 ・介護予防、認知症予防、在宅介護者支援等の情報を提供し、あわせて支援の場も提供します。 ・医療・介護関係者と地域のあるべき姿や課題を共有し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に努めます。

在宅医療・介護連携情報

庄内町では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指し、在宅医療と介護の連携を推進していきます。

【町内の医療関係機関一覧】

令和6年11月18日現在

	医療機関・薬局名	電話番号	休診日	営業（診療）時間	訪問
1	阿部内科胃腸科医院	44-2121	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前8：30～12：30、午後3：00～5：30	○
2	かとう医院	43-3032	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前8：30～12：30、午後3：00～6：00 (受付は診察終了の30分前まで)	○
3	菅原医院	43-3010	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9：00～12：30、午後2：30～6：00	×
4	成澤医院	57-2030	土曜午後、日曜、祝日（医師在宅であれば午前中対応します）	午前9：00～12：30、午後3：30～6：00	○
5	森田内科クリニック	43-8701	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前8：30～12：30（受付11：30まで） 午後3：00～6：00（受付5：30まで）	×
6	奥山クリニック	56-2074	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9：00～12：30、午後2：00～5：00 ※ 11月1日より診療開始となります。	×
7	医療法人徳洲会 庄内余目病院	43-3434	なし (診療科により休診の場合あり)	月曜～土曜 午前診（午前9：00～12：00）、午後診（午後2：00～4：00）、夕診（午後5：00～7：00）※診療科により診療日、時間が異なる	○
8	局山堂山蔦歯科医院	43-2107	水曜午後、日曜、祝日	午前9：00～12：00、午後2：00～6：00	○
9	斉藤歯科医院	43-3330	日曜、祭日、ただし不定休あり	午前9：00～12：00、午後1：30～5：00	○
10	医療法人 原田歯科	42-2255	土曜午後、日曜、祝祭日、臨時休診あり	午前9：00～12：30、午後2：30～6：00	○
11	南野歯科医院	44-2118	木曜午後、日曜、祝祭日	午前9：30～12：00、午後2：30～5：00	
12	奥山歯科診療所	56-2336	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9：00～12：30、午後2：00～6：00	○
13	オハナ・デンタルクリニック	43-0870	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日、第三水曜日	午前9：00～12：30、午後2：00～6：00	×
14	古谷眼科クリニック	42-2611	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日 (都合により休診・時間変更あり)	午前8：30～13：00、午後3：00～6：00 (午前受付は12：00まで)	
15	訪問看護ステーション ひまわり	43-2964	土曜午後、日曜、祝日	午前8：30～午後5：00 (土曜は12：30まで)	○
16	庄内すこやか薬局	45-1311	日曜、祝日	午前8：30～午後6：30 (木曜は午後4：30まで、土曜は午後1：00まで)	○（薬剤配達も可能）
17	(有)まつや薬局	42-2311	日曜、祝日	午前9：00～午後5：30 (土曜は12：00まで)	
18	みしまや薬局	57-2009	第三日曜	処方箋受付：午前9：00～午後6：00 (土曜は午後1：00まで) 薬剤受取可能時間：午前7：00～午後8：00まで	○（薬剤配達も可能）
19	アイン薬局庄内狩川店	25-3820	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9：00～午後5：00(水、土曜は12：00まで)	○（薬剤配達も可能）

【在宅医療・介護連携に関する相談窓口】

庄内町では主に地域包括支援センターが相談窓口となり、医療・介護関係者からの相談や高齢者に対する医療機関や介護サービスの紹介など連携を図っています。

地域包括支援センター 余目 TEL：45-1030 / 立川 TEL：51-2505